資料７－１

「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」の改定

作成年月日	平成３０年９月18日
作成部局 課室名	健康福祉部障害福祉局 ユニバーサル推進課

（第２回ユニバーサル社会づくり推進本部会議）

指針改定の趣旨、性格、計画期間、各主体の責任と役割、県のめざすユニバーサル社会の姿

１　改定趣旨　少子高齢化の進展、障害者差別解消法等の立法化、女性の社会進出、国内外からの来県者増など県を取り巻く社会情勢の変化に対応するとともに、「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」「障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する条例（ひょうご・スマイル条例）」の制定・施行を契機に取組を一層促進するため

２　性　格　「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」で掲げた基本理念に基づき、取組方向を明らかにした「基本構想」としての側面と、その実現に向けた具体の取組を示す「実施方策」の２つの側面

３　期　間　社会情勢や取組状況を踏まえながら、必要に応じて、５年程度で見直しを実施

４　各主体の責任と役割

県　民	基本理念への理解を深め、自らの生活を通じてユニバーサル社会づくりを推進
事業者	事業活動を通じてユニバーサル社会づくりを推進
団　体	地域活動における担い手として、ユニバーサル社会づくりを推進
県	ユニバーサル社会づくりの推進に関する総合的な施策を策定・実施
市　町	各市町の状況に応じたユニバーサル社会づくりの推進に関する総合的な施策を策定・実施

５　県のめざすユニバーサルの社会の姿

～めざすべき社会像～

年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、全ての人が地域社会の一員として尊重され、互いに支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮して活動することができる社会

～５つの基本理念～

ひと　参加　情報　まち　もの

基本的方向（「新たな課題解決に向けた取組の方向性」を中心に記載）

＜１　ひと＞　人と人が相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合う社会

(1) 学校教育や生涯学習等様々な場を通じて豊かな心を育み、基本理念への理解を深める機会の提供

□　県内全ての人に対し、「ユニバーサル社会づくり」の基本理念のさらなる理解促進を図り、「思いやる」「つながり合う」意識の向上を図る必要がある。

新　児童虐待を防止するため、地域ぐるみでの「子どもの見守り」について意識の醸成を図り、健やかな子どもの成長を支援していく必要がある。

新　子どもたちの発達段階に応じた様々な体験活動を引き続き展開するとともに、道徳教育を推進し、いじめや若者の自殺をなくすため、豊かな心を育む教育や「命の大切さ」を実感させる教育を推進する必要がある。

新　セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等各種ハラスメントの防止に向け、相談支援や学校、職場など様々な場において基本的な知識や相手を尊重する意識の醸成に向けた研修等の強化に取り組む必要がある。

ヘルプマーク

譲りあい感謝マーク

(2) 家庭、自治会その他の地縁団体等と連携した障害のある児童及び生徒に対する自立して社会参加するための基盤となる生きる力を育むための教育の実施

新　障害児が、地域の様々な行事や活動に自らの意思で参画ができる機会が保障されるなど、安心して暮らせる地域づくりに取り組む必要がある。

新　障害のある児童生徒について、インクルーシブ教育システム推進の取組も含め、一人ひとりの障害の状態に応じた教育の充実を図るとともに、家庭及び地域社会等との連携のもと、児童生徒の社会性を養い、自立して社会参加するための取組を進める必要がある。

(3) ユニバーサル社会づくりを地域及び職域において率先して行う人材並びにユニバーサル社会づくりに資する建築、福祉等の専門的知見を有する人材の養成

□　駅や街中で障害者など困っている人を見たら声をかける「みんなの声かけ運動」の普及・定着を図るとともに、みんなの声かけ運動応援協定の締結等を通じ、互いに支え合う取組を推進するためのネットワークを強化し、声かけ運動を全ての県民に浸透させる必要がある。

新　認知症は早期発見・早期対応が重要であり、認知症の疑いのある人の早期発見に向けた取組を推進していくとともに、認知症に対する社会の理解を深め、認知症の人とその家族を地域で支える仕組みづくりに取り組むなど、認知症の人が安心して暮らせる地域づくりを進める必要がある。

＜２　参加＞　全ての人がその能力を発揮して、多様な社会参加ができる社会

(1) 高齢者、女性、障害者等がそれぞれの状況又は能力に応じて、在宅勤務、情報通信技術を活用した勤務等の多様な勤務形態を選択することができる環境の整備

新　生きがいしごとサポートセンター等を活用し、有償ボランティアをはじめとした地域社会への貢献や、生きがいのある働き方を総合的に支援する取組をさらに進めていく必要がある。

新　兵庫県がん対策推進計画を踏まえつつ、がんになっても安心して働き暮らせるよう、がん患者の状況等に応じ勤務形態を選択できるなど、企業等の理解の促進と環境の整備を図っていく必要がある。

(2) 高齢者による子育て支援その他の地域社会全体で高齢者、女性等の社会参加を促進する体制の整備

新　地域活動推進の担い手の育成に向けて、自治会や老人クラブ、婦人会等の既存の地域団体の活動の支援や、増加する高齢者のマンパワーを活かした地域活動への参加促進、ボランティア活動、NPO 等の立ち上げ支援に取り組むほか、自治会活動等の意義・重要性について意識醸成を図る必要がある。

新　厳然として存在する貧困などの格差や社会的孤立、排除に対し、ユニバーサル社会づくりの視点に立ち、包括的な支援体制を整備していくことが必要である。

(3) 障害者等が生活を営む上で障壁となるものを除去するための相談機関の設置その他の支援の体制の整備

新　ひきこもり者の高齢化が進んでおり、ひきこもり当事者や家族により近いところで、保健・医療、福祉、教育、雇用などの関係機関とも連携しつつ、相談や助言、専門機関の紹介等を行っていく必要がある。

新　がん患者への偏見をなくし、がんになっても安心して働き暮らせるようがん患者の就労を支援するなど、社会参加を促進する取組を進める必要がある。

新　障害者や高齢者への虐待の未然防止、早期発見と迅速かつ適切な初期対応が可能な体制の確保、本人や養護者への適切な支援実施に向け、施設従事者への研修や相談・支援体制の充実、相談通報窓口の周知、関係機関等との連携協力体制の構築を一層進める必要がある。

新　意思決定支援のための体制構築を図るとともに、成年後見制度の一層の普及と活用に向け、全ての市町で市民後見人の養成や権利擁護センター・成年後見支援センターの設置、社会福祉協議会や NPO 法人による法人後見の整備が進むよう支援していく必要がある。

新　消費者被害にあいやすい高齢者・障害者や周囲への消費者教育や、若年者への取組を強化するため、地域団体や介護施設、高等学校や特別支援学校等への情報提供や出前講座を推進し、ライフステージに応じた消費者教育を一層進める必要がある。

(4) 文化芸術活動、スポーツ等を通じた高齢者、障害者及び外国人をはじめ、様々な人との交流の促進

新　ワールドマスターズゲームズ 2021 関西等を通じ、多世代、外国人、障害者等によるさらなる交流促進を図る必要がある。

新　ユニバーサルツーリズムの積極的な展開を通じ、障害者等の外出を支援するとともに、様々な人による交流のまちづくりを促進していく必要がある。

＜３ 情報＞　生活に必要な情報を円滑に取得し、及び利用する多様な手段が確保され、自らが望む意思疎通の手段を選択することができる社会

(1) 手話、点字等の多様な手法により、全ての人が情報を円滑に取得することができる措置の実施

新　県内に在住する多様な外国人県民の生活や社会活動を支援するため、さらなる相談体制の構築や、保健・医療・福祉等の社会保障制度も含めた行政情報の提供を推進する必要がある。

(2) 手話通訳、点訳、外国語通訳等を行う人材の養成及び県民が手話等を学習する機会の確保

新　手話講座等のさらなる質的・量的拡充を図り、様々なコミュニケーション手段のさらなる普及促進に取り組むために、指導者となる高いスキルを持つ人材を養成する必要がある。

新　視覚障害者がより幅広く知識・情報を得ることができるよう、専門書を含めた録音図書(オーディオブック)や点字図書のさらなる充実を図る必要がある。

(3) 災害時に特に支援が必要な者に対し、その安全を確保するために必要な情報を迅速かつ的確に伝達する体制の整備

□　災害発生時に、高齢者や障害者が安全に避難できるよう、社会福祉法人やNPOにおいては、平時から災害対応の訓練を重ねるとともに、市町は、避難準備・高齢者等避難開始の発令を伝達する際、施設管理者等にもその旨を伝えるなど、関係組織間で災害対応に必要な情報を共有、伝達できる仕組みを構築しておく必要がある。

新　災害時に要援護者が着実に避難行動等ができるよう、災害時要援護者本人や家族、支援者らも参画する避難支援訓練の実施を進める必要がある。

新　市町において作成した避難行動要支援者名簿の地域への事前提供を促す条例等の整備や、災害時に要援護者一人ひとりの特徴に応じた支援内容や避難場所等を定めた個別支援計画の作成など、避難支援体制の整備を促進する必要がある。

新　福祉避難所への避難が必要な障害者等が、速やかに避難ができるよう、市町の体制構築が必要である。また、医療的ケアが必要な避難行動要支援者に対しては、社会福祉施設や病院等の関係機関とも連携し、搬送方策等を明確にしておく必要がある。

新　災害発生時、手話ボランティアや要約筆記ボランティア、外国語通訳者等が速やかに災害時の応援チームに参画できるような体制づくりを進める必要がある。

(4) 情報通信技術を活用した情報の発信及び情報通信技術の進展による利便性を全ての人が享受することができる環境の整備

新　スマートフォン等情報通信技術を活用した情報取得や意思疎通支援に向け、端末機器の配備や技術の活用能力向上のための施策に取り組む必要がある。

新　情報通信会社との協力によるアプリの開発を行うことにより、さらに外国人旅行者や障害者等に対して情報提供を行う必要がある。

新　高齢者、障害者等への情報通信技術の活用研修の実施や、指導者の養成に取り組む必要がある。

＜４ まち＞　福祉のまちづくりの推進により、安全で安心な暮らしが確保される社会

(1) 心身の機能の低下その他の事由による利用の状況の変化に対応した構造又は設備を有する住宅の整備促進

新　今後の超高齢社会を見据え、人が人を介護するだけでなく、介護施設に加えて、一般住宅へも介護ロボットの導入を進めていく必要がある。

新　セーフティーネット住宅の普及に向け、市町や民間団体と協働し、賃貸人への広報活動、登録住宅の改修や家賃低廉化等への支援、居住支援サービスを行う団体の活動支援などにより住宅の登録促進を図るとともに、住宅確保要配慮者へ適切に情報提供を行う必要がある。

(2) 安心して、公共施設等を利用し、又は公共交通機関により円滑に移動するためのスロープ、エレベーター等の設備の設置その他の施設の整備促進

新　１日当たりの平均乗降客数が３千人未満駅のバリアフリー化やバリアフリールートの複数化の支援を検討していく。

新　地域の実情に応じ、高齢者等の移動手段を確保するため、コミュニティバスやドア・ツー・ドアのサービスを組み合わせた移動ネットワークの整備を進めていく必要がある。

駅舎ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ設置

(3) 地域住民、利用者等の意見を尊重した公共施設等の整備及び運営が行われる体制の整備

□　地域住民や民間事業者と市町が協働して取り組むハード・ソフト両面からの総合的なまちづくりを引き続き推進していく。

□　地域住民や利用者等の意見を尊重するチェック＆アドバイス制度を活用し、あらゆる人が利用しやすい公共施設等の整備・運営を推進していく。

□　バリアフリー情報未公表の公共施設について、インターネット等での公表を徹底していく。

ﾁｪｯｸ&ｱﾄﾞﾊﾞｲｽ

(4) 自治会その他の地縁団体、民生委員等の地域社会における多様な主体による見守り、在宅における医療又は介護その他住み慣れた地域において安心して暮らすためのサービス提供の促進

□　だれもが地域において安全、安心に暮らしていくためには、自治会その他の地縁団体や民生委員等の地域社会における多様な主体による見守りや、在宅における医療又は介護の充実が不可欠であることから、住み慣れた地域において安心して暮らすためのサービスの提供の促進や人材の養成、ネットワークづくりに向けた取組が引き続き必要である。

新　介護予防に役立つ体操などの参加を重視した住民主体の取組を進め、住民同士のつながりで、参加や活動の場が広がっていくような地域づくりを進めていく。

新　高齢化の進展に伴う、慢性疾患を有する高齢者や、医療と介護の双方のニーズを併せもつ高齢者の増加に対応するため、多職種が連携した、利用者から見て一体的なサービスの提供ができるネットワークづくりを推進する。

＜５ もの＞　全ての人にとって利用しやすく、質の高い製品及びサービスが普及する社会

(1) 全ての人にとって利用しやすいよう設計された日用品その他の製品の研究開発の促進

□　ユニバーサル社会の実現に向けて、全ての人にとって利用しやすく、質の高い製品、サービスが普及するよう引き続き取り組んでいく必要がある。

□　県民がいつまでも住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、福祉用具や介護機器のほか、使いやすい生活用品や電化製品など、加齢により身体的な能力が衰えても利用できるものが欠かせないことから、全ての人にとって利用しやすいよう設計された日用品その他の製品の研究開発の促進が必要である。

□　ユニバーサルデザイン製品の普及に向け、県民の関心や認知度が高まり、購入が促進されるような取組を引き続き進めていく必要がある。

□　中小企業等がユニバーサルデザインの知識や技能を身につけるための研修の機会を増やす必要がある。

小児筋電義手

(2) 先端的な技術を活用した医療又は介護の提供のための研究開発の促進

新　少子・高齢化が進む現在では、AI・ロボットなどの先端的な技術を活用した医療・介護の提供や、医療・介護従事者の負担軽減に繋がる研究開発の促進が必要である。

新　小児筋電義手の研究開発については、子どもの成長に応じて、必要なものに全て対応できるよう、安価な製品等の開発を行う必要がある。

(3) 全ての人にとって利用しやすいよう配慮されたサービス提供の促進

□　現行計画の取組を一層推進する第６次兵庫県率先行動計画を策定し、県職員一人ひとりが取り組む県民サービスのさらなる向上と、市町、企業、団体、NPO等の多様な主体への県の率先プロジェクトの普及に取り組んでいく。

□　支援機関の連携による総合的な支援や施策の整合を図ることで、ワンストップサービスがますます利用しやすいものになるよう取り組んでいく。

□　店舗、旅館、ホテルなどの接客や施設の整備においても、ユニバーサルデザインに配慮することが、顧客の満足度を最も高める方法であることを認識し、利用環境の改善等を通じて全ての人の利用に配慮したサービス提供等に努める必要がある。

資料７－２

兵庫県条例第27号

ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例

目次

前文
第１章　総則（第１条―第６条）
第２章　ユニバーサル社会づくりの推進に関する基本的施策（第７条―第12条）
第３章　ユニバーサル社会づくりを推進するための基盤の整備等（第13条―第16条）
附則

兵庫県民は、阪神・淡路大震災からの復旧復興を通じて、全ての人が支え合いながら生きていくことの大切さを学び、この学びを「支え合う文化」として培ってきた。

現在、少子高齢化の進展及び人口の減少というこれまでに経験したことのない大きな社会の変化に直面しており、地域社会の活力を維持するためには、次代を担う子どもを安心して産み育てられるよう子育てを社会全体で支え、高齢者、女性、障害者等が地域社会の担い手としてその能力を発揮することができる環境づくりが必要である。

また、医療、福祉、就労、教育等の社会の幅広い分野において、情報の取得、施設及び交通手段の利用、製品及びサービスの普及等についてユニバーサルデザイン化の措置が講じられることにより、障害者をはじめとする全ての人が、社会参加を阻害されることなく、地域社会の一員として活動することができるようにならなければならない。

さらに、我が国とは異なった言語及び文化を守りながら生活する外国人県民並びに観光その他の目的で来訪する外国人が増加する中、異文化との共生又は交流も円滑に図っていく必要がある。

年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いを問わず、全ての人が包摂され自信と尊厳を持って暮らすことのできるユニバーサル社会こそが豊かな社会である。兵庫県民が培ってきた「支え合う文化」を継承し、ユニバーサル社会を実現するため、この条例を制定する。

第１章　総則

（ユニバーサル社会の実現）

第１条　年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、全ての人が地域社会の一員として尊重され、互いに支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮して活動することができるユニバーサル社会は、次に掲げる社会の実現を図るための取組（以下「ユニバーサル社会づくり」という。）を通じて実現されなければならない。

(1) 人と人が相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合う社会

(2) 全ての人がその能力を発揮して、多様な社会参加ができる社会

(3) 生活に必要な情報を円滑に取得し、及び利用する多様な手段が確保され、自らが望む意思疎通の手段を選択することができる社会

(4) 福祉のまちづくりの推進により、安全で安心な暮らしが確保される社会

(5) 全ての人にとって利用しやすく、質の高い製品及びサービスが普及する社会

第２条　ユニバーサル社会は、県民、事業者、団体、県及び市町の参画と協働により実現されなければならない。

（県民）

第３条　県民は、前２条に規定するユニバーサル社会の実現のための基本的な理念（以下「基本理念」という。）についての理解を深め、自らの生活を通じてユニバーサル社会づくりを行うよう努めなければならない。

（事業者及び団体）

第４条　事業者及び障害者の支援等の活動を行う団体、自治会等の地縁団体その他の団体は、基本理念についての理解を深め、その活動がユニバーサル社会の実現に寄与し得ることを認識し、その活動を通じてユニバーサル社会づくりを行うよう努めなければならない。

（県）

第５条　県は、基本理念にのっとり、ユニバーサル社会づくりの推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

（市町）

第６条　市町は、基本理念及び第12条第１項に規定する総合指針を基本とし、その区域の状況に応じたユニバーサル社会づくりの推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

第２章　ユニバーサル社会づくりの推進に関する基本的施策

（人と人が尊重しつつ支え合う社会づくり）

第７条　県は、全ての人が、地域社会の一員として、多様な立場を理解し、相互に、人格と個性を尊重しつつ、支え合う社会が実現されるよう次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 県民が、学校教育、生涯学習等の様々な場を通じて、豊かな心を育み、基本理念に対する理解を深める機会の提供に関すること。

(2) 家庭、自治会その他の地縁団体等と連携した障害のある児童及び生徒に対する自立して社会参加するための基盤となる生きる力を育むための教育の実施に関すること。

(3) ユニバーサル社会づくりを地域及び職域において率先して行う人材並びにユニバーサル社会づくりに資する建築、福祉等の専門的知見を有する人材の養成に関すること。

（能力を発揮して多様な社会参加ができる社会づくり）

第８条　県は、全ての人が、その能力を発揮して、地域社会における就労その他の様々な活動に参加することができる社会が実現されるよう次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 高齢者、女性、障害者等がそれぞれの状況又は能力に応じて、在宅勤務、情報通信技術を活用した勤務等の多様な勤務形態を選択することができる環境の整備に関すること。

(2) 高齢者による子育て支援その他の地域社会全体で高齢者、女性等の社会参加を促進する体制の整備に関すること。

(3) 障害者等が生活を営む上で障壁となるものを除去するための相談機関の設置その他の支援の体制の整備に関すること。

(4) 文化芸術活動、スポーツ等を通じて、高齢者、障害者及び外国人をはじ

め、様々な人との交流の促進に関すること。

（円滑な情報の取得、利用等の機会が確保される社会づくり）

第９条　県は、全ての人が、生活に必要な情報を円滑に取得し、及び利用する多様な手段を確保し、並びに自らが望む意思疎通の手段を選択する機会を確保することができる社会が実現されるよう次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 手話、点字等の多様な方法により、全ての人が情報を円滑に取得することができる措置に関すること。

(2) 手話通訳、点訳、外国語通訳等を行う人材の養成及び県民が手話等を学習する機会の確保に関すること。

(3) 災害時に特に支援が必要な者に対し、その安全を確保するために必要な情報を迅速かつ的確に伝達する体制の整備に関すること。

(4) 情報通信技術を活用した情報の発信及び情報通信技術の進展による利便性を全ての人が享受することができる環境の整備に関すること。

（安全で安心して暮らせる社会づくり）

第10条　県は、全ての人が、福祉のまちづくりを通じて、安全で安心な自立した生活を確保することができる社会が実現されるよう次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 心身の機能の低下その他の事由による利用の状況の変化に対応した構造又は設備を有する住宅の整備の促進に関すること。

(2) 安心して、公共施設等を利用し、又は公共交通機関により円滑に移動するためのスロープ、エレベーター等の設備の設置その他の施設の整備の促進に関すること。

(3) 地域住民、利用者等の意見を尊重した公共施設等の整備及び運営が行われる体制の整備に関すること。

(4) 自治会その他の地縁団体、民生委員等の地域社会における多様な主体による見守り、在宅における医療又は介護その他の住み慣れた地域において安心して暮らすためのサービスの提供の促進に関すること。

（利用しやすい製品及びサービスが普及する社会づくり）

第11条　県は、全ての人にとって利用しやすく、質の高い製品及びサービスが普及することができる社会が実現されるよう次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 全ての人にとって利用しやすいよう設計された日用品その他の製品の研究開発の促進に関すること。

(2) 先端的な技術を活用した医療又は介護の提供のための研究開発の促進に関すること。

(3) 全ての人にとって利用しやすいよう配慮されたサービスの提供の促進に関すること。

（ユニバーサル社会づくりの推進に関する施策の総合指針）

第12条　知事は、第７条から前条までに規定する施策を総合的に実施するための指針（以下「総合指針」という。）を定めるものとする。

２　知事は、総合指針を定めようとするときは、議会の議決を経なければならない。

３　知事は、総合指針の案の作成に当たっては、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第７条第１項の規定により設置する兵庫県社会福祉審議会の意見を聴くものとする。

４　知事は、総合指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

５　前３項の規定は、総合指針の変更について準用する。

第３章　ユニバーサル社会づくりを推進するための基盤の整備等

（推進体制の整備）

第13条　県は、県民、事業者、団体、県及び市町が相互に協力及び連携を行うことにより、ユニバーサル社会づくりの推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

２　県は、その活動を通じたユニバーサル社会づくりを促進するための協定を事業者及び団体と締結することができる。

（表彰）

第14条　知事は、県民、事業者及び団体の活動がユニバーサル社会の実現に寄与し

たと認められるときは、その業績を公表し、及びその功績を表彰することができる。

（行財政上の措置等）

第15条　県は、ユニバーサル社会づくりを推進するため、必要な行財政上の措置その他の総合指針に基づく措置を講ずるものとする。

（補則）

第16条　この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成30年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に定められているひょうごユニバーサル社会づくり総合指針は、第12条第１項の規定により定められたものとみなす。

（福祉のまちづくり条例の一部改正）

３　福祉のまちづくり条例（平成４年兵庫県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第７条に次の１項を加える。

２　前項の福祉のまちづくり基本方針は、ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例（平成30年兵庫県条例第27号）第12条第１項に規定する総合指針その他の条例の規定による方針であってまちづくりに関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。